

第 47 回（令和 3 年度第 8 回） 新型コロナウイルス感染症対策会議

R3.6.24 PM1:50～

5F 大会議室

出席者；金井会長、水谷・神田・廣澤副会長、桃木・松本・丸木・
登坂・松山・長又・寺師・鹿嶋・小室常任理事
県保健医療部 小松原副部長、飯澤副課長、涌井主幹

金井会長

本日も県担当者に出席いただいている。説明をお願いする。

涌井主幹

ワクチンの直近の状況について説明する。資料の 1 ページは市町村別の陽性者数 2 週間比較である。もともと赤の部分が多かったが、ほとんどが黄色となった。2 ページは、本県におけるまん延防止等重点措置の期間延長と措置区域の縮小についてである。さいたま市と川口市について、7 月 11 日まで措置を延長するというもの。3 ページから 9 ページは県民へのお願い等、既に報道されているものなので、説明は割愛する。10 ページからワクチンの話しとなる。ワクチンの直近の接種実績としては、医療従事者の接種は、現在 1 回目接種が 95.3% となり、一日の伸びとするとほとんど伸びていないので、1 回目接種についてはほぼ終了していると考えている。2 回目接種についても 86% となっており、伸びが段々落ち着いてきているところであるため、今月中には、ほとんど終わるのではないかと見込んでいる。高齢者接種については、先生方のご協力により、接種件数は急激に伸びてきており、23 日時点で確認したところ接種人数はもう少しで 100 万人というところまで来ている。接種率で言うと 1 回目が 49% でほぼ半数の方が打ち終わったことになる。全対象者についてみると、1 回目が 18.1% ということで、12 歳以上の県民の方の 2 割程度が接種している状況である。続いて、11 ページはワクチン接種に係る支援策である。現在、7 月までワクチン接種に係る支援策がとられているところであるが、6 月 18 日に通知があり、8 月以降についても引き続き支援策を継続するということである。ワクチン接種対策負担金の単価について、現在、1 回 2070 円のところ、時間外は +730 円で 2800 円、休日

は＋2130 円で 4200 円になっており、これらが 11 月までの間、継続となる。12 ページは県が行う緊急包括支援交付金についてである。診療における接種回数の底上げについても 7 月末までであったものを 8・9 月、10・11 月までとなる。分かれているのは、この事業が、4 週間以上行った場合となっており、この 4 週間の判定を 8・9 月、10・11 月の間で行うこととなっている。もうひとつ診療所と病院が共通となるもので、1 日 50 回以上接種したところに 1 日 10 万円の定額を交付するということで、これについても 11 月まで延長となる。病院において集団接種と同様の対応をとった場合の支援も 11 月まで延長となる。こちらの支援については、18 日に 7 月までの予算をとり、現在要綱を作成中であり、7 月上旬には、先生方のところにお届けできると思う。8 月以降の分については、改めて予算を確保し、その際にマニュアルの改正等によりお知らせしたい。当面、7 月までのものについて、手続きいただくことを考えている。申請に際し、毎日の接種回数だけ記録していただければ、こちらで計算できるように考えているため、毎日の接種回数だけ記録していただくようお願いする。もうひとつ職域接種に関する支援策ができているが、これは、中小企業が商工会議所等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの、また、大学、短大、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象とし、文科省が定める地域貢献の基準を満たすものが対象で、接種回数 1 回 1000 円を上限に実費を補助するものである。これはまだ確定していないので追って連絡がくることとなっているが、昨日大臣の会見にもあったが、モデルナワクチンについて、5000 万回分用意していたが、市町村、都道府県の集団接種と職域接種にいままで申し込みがあった分で、ほぼ品切れになってしまった。そのため、新たにこの支援策を利用するのは困難な状況となっている。13 ページはワクチンの今後の見込みの部分である。武田・モデルナのワクチンについては、5000 万回分確保していたが、昨日、大臣が発表した時点で、都道府県や市町村の集団接種会場で約 1200 万回、職域接種で現在承認された分で 3300 万回使用する予定があるということで、残りがほとんどない状態になっているため、国は新規の受け付けを一時休止しており、事実上打ち止めとなっている。先々については、新たに確保されれば再開される可能性はあるが、現時点でモデルナを新たに使ってということは、難しい状態になっている。

個別接種について、医師会の先生方にモデルナを使用する意向があるかという調査がきていたが、ある程度高齢者が落ち着くまでということとで、県で預かっていた。こういう状況になったため、今からモデルナの調査をするのも間が抜けたことになってしまい、誤解を招くことになるため、モデルナの個別接種については見合わせて、引き続きファイザーのワクチンで対応いただきたい。ファイザーのワクチンについてもここにきて少し減ってきているのは事実である。7月に配布された第9、第10クールについても従来の8割程度ということで、この先少し厳しいかもしれないという話しは聞いているところであるが、少なくともファイザーのほうが先々確保できる見込みは立っているので、今後しばらく厳しい時期はあると思うが、将来的にはファイザーのワクチンの供給が多くなると思われるので、引き続きファイザーでご案内させていただく。14ページは話しががらっと変わるが、ワクチンの接種において一時的に所得が増えた場合の社会保険の取り扱いについてである。少し追加分も出てきたのでご案内する。新型コロナウイルスのワクチン接種について、特別な扱いがあるのは、あくまでも社会保険の部分であり、税金についての特例はない。具体的な扱が15ページに記載されている。これまでの特例は、一時的な収入増があっても、総合的に将来収入の見込みを判断して扶養から外れることができるとか、結果、年間の収入が130万円を超えても遡って取り消すという扱いであった。このたび追加で、ワクチンの接種に従事する医療職限定で令和3年4月から令和4年2月までの接種に関して得た賃金については、収入確認の際、収入に算定しないとこととなった。税金については特例がないため、それだけかかってしまうが、社会保険ではこのような取り扱ができることとなった。最後のページは医療従事者の接種についてである。医療従事者については、最後に県のセンターにおいて枠を設けたので、今回のご案内を最後に医療従事者は終了したい。

金井会長

もうひとつ健康観察について、手挙げいただいている。手挙げの数が多ければ多いほど医療機関の負担は軽減する。多くの医療機関に手挙げいただくよう、郡市医師会長会議でもお願いしたい。

市町村別陽性者数(人口10万人あたり)(2週間比較)

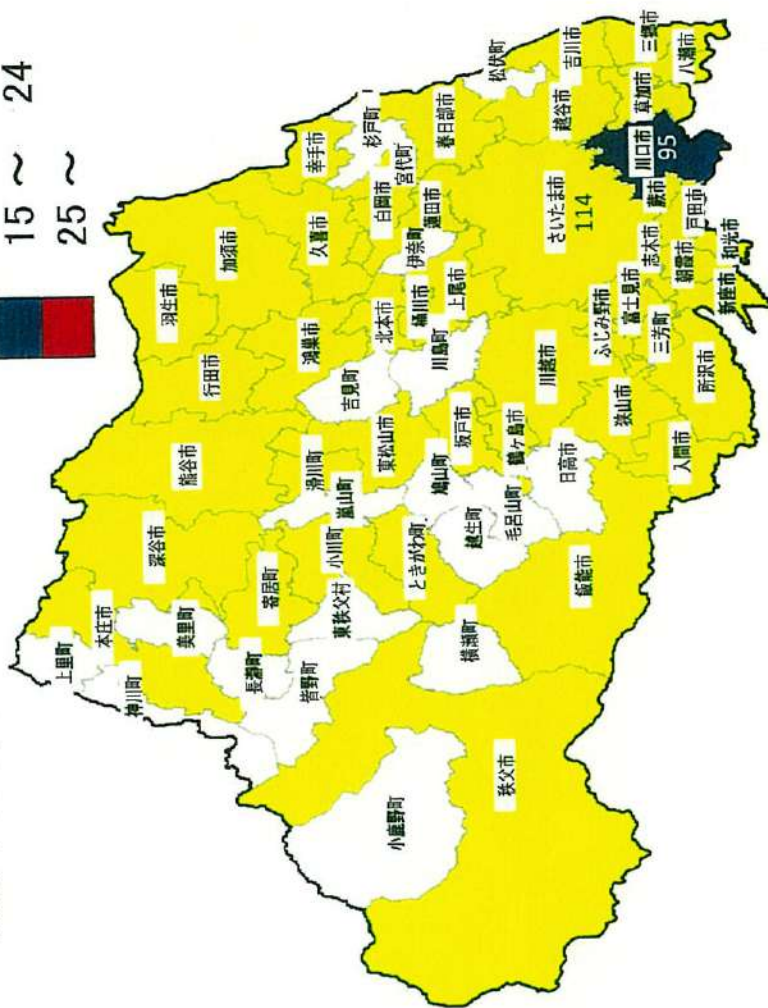
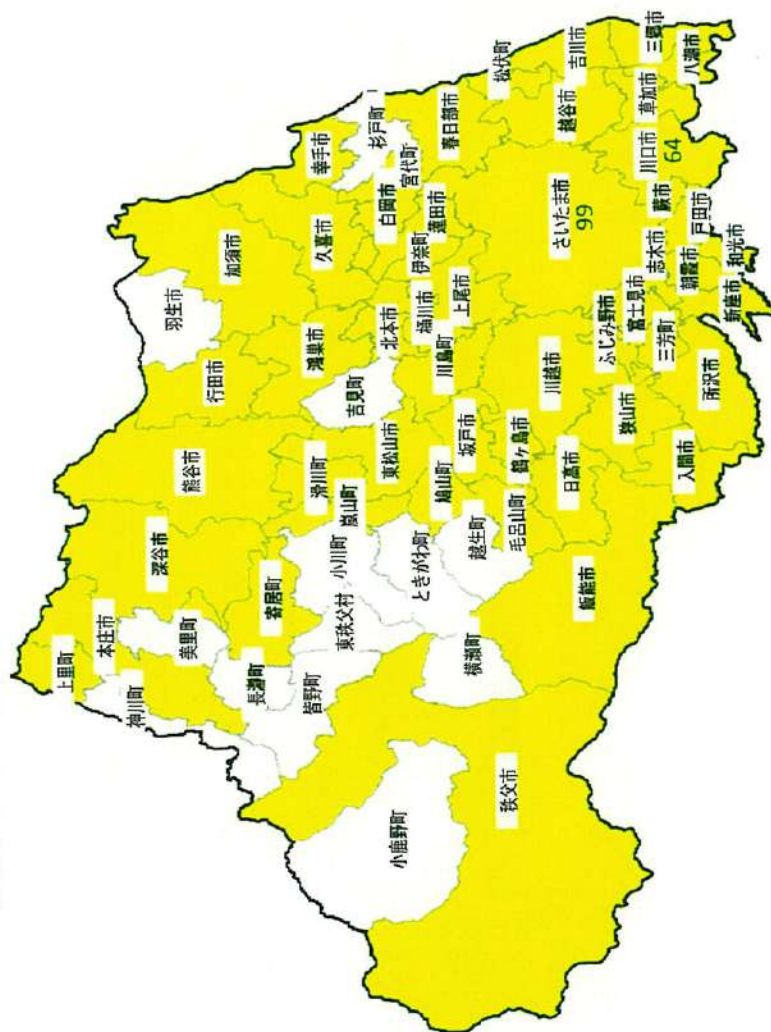
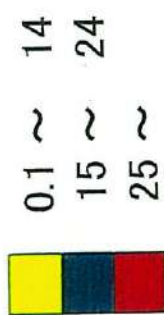
(人口10万人あたりの人数)

6月9日～6月15日

合計：577人

6月16日～6月22日

合計：526人



※地図上の数値は新規陽性者数(実数)

まん延防止等重点措置の期間延長と措置区域縮小について

重点措置を実施すべき期間を延長し、

措置区域を縮小します



- ◆ **重点措置の実施期間**
令和3年4月20日（火）から
令和3年7月11日（日）まで
- ◆ **措置区域**
さいたま市及び
- ◆ **措置区域以外**
措置区域を除く

※さいたま市及び川口市以外の措置区域13市町は、6月20日をもって解除

県民の皆様へお願い

(特措法第24条第9項)

- ◆ **感染防止対策が徹底されていない飲食店等や
営業時間短縮要請に応じていない飲食店等を利用しない**

新

※飲食・飲酒については

「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店プラス」

認証店の利用を推奨

- ◆ **不要不急の外出自粛、移動の自粛**

(医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要な場合を除く)

- ◆ **路上・公園等における集団での飲酒など
感染リスクが高い行動を控える**

県民の皆様へお願い

(その他のお願い)

◆ 飲食の際は**90分を限度**とし、昼夜を問わず、マスク飲食、黙食、個食、静美食等を徹底

新

◆ 会食は同居家族がいつも近くにいる4人までとし、**ホームパーティー**は控えること

新

◆ 飲食を主として業としている店舗において、**カラオケ設備の利用**を控えること

営業時間の短縮要請等について

(特措法第31条の6第1項、第24条第9項)

◆ 飲食店（居酒屋含む）、喫茶店等、バー等遊興施設等に対して

	措置区域	措置区域以外
要請期間	令和3年6月21日（月）から 午前0時	令和3年7月11日（日）まで 午後12時
営業時間	午前5時から午後8時まで	午前5時から午後9時まで
その他	新 長時間（90分超）の会食を避け、 4人以下又は同居家族（介助者を含む）のみに限るよう働きかけること	

営業時間の短縮要請等について

(特措法第31条の6第1項、第24条第9項)

◆飲食店等に対して（酒類の提供について）

新

	措置区域	措置区域以外
酒類 提供	<u>提供時間</u> 午前 1 1時から 午後 7時まで ただし、<u>以下の条件を遵守すること</u> ・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店プラス」について、 県の認証を受けること ・特に、①アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、②手指消毒の徹底、 ③マスク着用の推奨、④換気の徹底 の基本4項目を遵守すること <u>人数上限</u> ・ 1人 又は ・ 同居家族（介助者含む）のみ	<u>提供時間</u> 午前 1 1時から 午後 8時まで <u>人数上限</u> ・ 4人以下 又は ・ 同居家族（介助者含む）のみ

劇場、遊興施設、商業施設等への要請

(特措法第24条第9項、その他のお願い)

	措置区域	措置区域以外
営業時間	午後 8 時まで ※映画館での上映又はイベント開催の場合は午後 9 時まで	午後 9 時まで
酒類提供	午後 7 時まで ※業種別ガイドライン、基本 4 項目等、業態に応じた感染防止対策を遵守することを条件とする	午後 8 時まで ※業種別ガイドライン、基本 4 項目等、業態に応じた感染防止対策を遵守することを条件とする
人数要件	◆ <u>商業施設以外</u> ... イベント等の開催制限と同じ ◆ <u>商業施設</u> ... 繁忙期の 1/2 程度の人数を目安	

イベント等の開催制限について

(特措法第24条第9項、その他のお願い)

人数	<u>人数上限</u> 5,000人以下	<u>収容率</u> 大声での歓声、声援が 無：100%以内 有：50%以内
人数上限と収容率のいずれか小さいほう上限 ※チケット既存販売分を除く		
営業時間	午後9時まで ※措置区域内において、イベント開催以外の場合の施設利用は午後8時まで	
酒類提供	新 【措置区域】 午後7時まで ※業種別ガイドライン、基本4項目等、業態に応じた感染防止対策を遵守することを条件とする	新 【措置区域以外】 午後8時まで ※業種別ガイドライン、基本4項目等、業態に応じた感染防止対策を遵守することを条件とする

県主催イベント等の取扱いについて

◆県主催イベント・行事については、

新

原則として、**徹底した感染防止対策を講じる**ことを条件に**再開**

◆屋内県有施設については、以下を条件として開館

- ・営業時間の短縮及び人数上限等の要請を遵守
- ・以下の**徹底した感染防止対策**を講じ、**主催者に徹底**させる

以下の行為を伴う利用は**禁止**

- ・宿泊施設の使用
- ・大声を出すなど感染リスクの高まる行為
- ・身体的な接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く）
- ・その他、県が定める措置を逸脱する等の行為

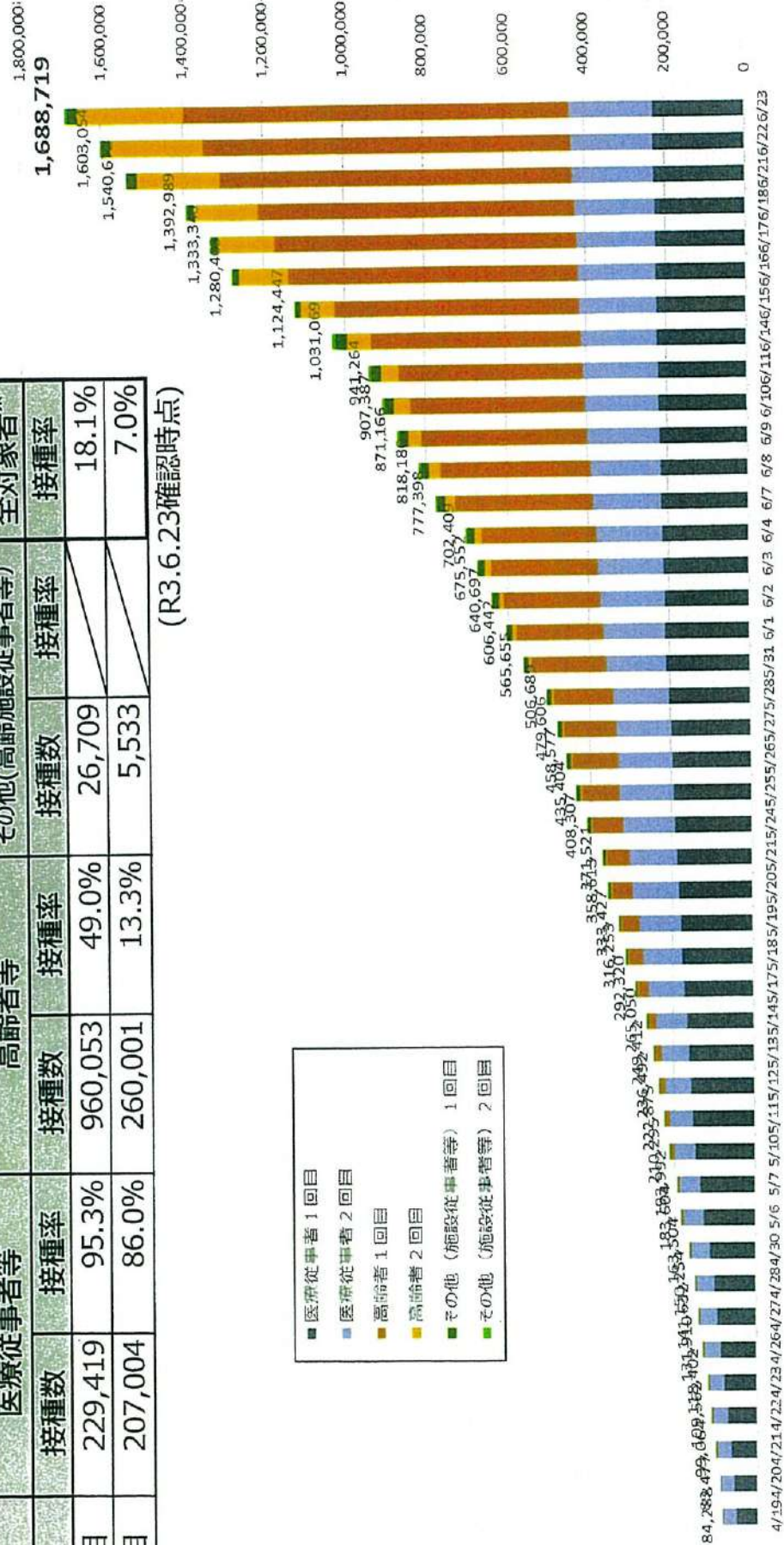
以下の対策を**徹底**

- ・来場者のマスク着用、手指消毒、検温など
- ・設備の消毒、スタッフの体調管理
- ・入場制限、来場者動線や社会的距離の確保
- ・接触確認アプリの導入
- ・その他、業種ごとのガイドラインや「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守

新型コロナウイルスの接種実績

	医療従事者等		高齢者等		その他(高齢施設従事者等)		全対象者※	
	接種数	接種率	接種数	接種率	接種数	接種率	接種率	
1回目	229,419	95.3%	960,053	49.0%	26,709		18.1%	
2回目	207,004	86.0%	260,001	13.3%	5,533		7.0%	

(R3.6.23確認時点)



※「医療従事者」はV-SYS、「高齢者」「その他」はVRS(6.22 実績値(最新値))からそれぞれ数値を参照
 全対象者の接種率は、便宜上、県内の12歳以上の人口に対する、表中の接種回数合計の割合から算出

ワクチン接種に係る支援策について（１）

○ ワクチン接種にかかる支援策としては、これまで講じていた接種費用（2,070円）への時間外・休日加算相当分の上乗せ、時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣に対する財政的支援に加え、診療所ごとの接種回数の上上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した個別接種促進のための財政支援を行ってきたところ。

当該支援の実施期間を、当面継続する。（①～③）

○ 更なるワクチン接種の加速化を図るため、「職域接種」において、医療機関が出張して実施し、一定の条件を満たす場合、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を新たに実施する。（④）

【ワクチン接種対策費負担金】

（接種の費用）

予算額：4,319億円（令和2年度三次補正）

<概要>

- ・単価：2,070円／回
- ・時間外・休日の接種に対する加算
（時間外：＋730円、休日：＋2,130円）

【当面継続】



【ワクチン接種体制確保事業】

（自治体における実施体制の費用）

予算額：3,439億円（令和2年度三次補正等）

<概要>

- 接種の実施体制の確保に必要な経費
- 集団接種など通常の予防接種での対応を超える経費 等



ワクチン接種に係る支援策について(2)

【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】

◆ 個別接種促進のための追加支援策(①～③)

個別接種

①「診療所」における接種回数の底上げ

【当面継続】

- ・週100回以上の接種を7月末まで／8・9月／10・11月に4週間以上行う場合 ⇒ +2,000円／回
- ・週150回以上の接種を7月末まで／8・9月／10・11月に4週間以上行う場合 ⇒ +3,000円／回

②接種施設数の増加(診療所・病院共通)

【当面継続】

医療機関が50回以上／日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円／日(定額)を交付。(①とは重複しない)

集団接種

都道府県が実施する大規模接種会場の設置等に必要な費用を補助

<概要>

- 都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施
(使用料及び賃借料、備品購入費等)

<概要>

- 時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施
 - ・医師 1人1時間当たり 7,550円
 - ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円
- ※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象

集団接種
同様の扱い

③「病院」における接種体制の強化

特別な体制を組んで、50回以上／日の接種を週1日以上7月末まで／8・9月／10・11月に4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用し、②に加えて追加交付

【当面継続】

◆ 職域接種に対する新たな支援策(④)

<概要>

外部の医療機関が出張して実施する職域接種であって、以下の条件に該当するものに対し、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を実施。(1,000円×接種回数を上限に実費補助)

- ・ 中小企業が商工会議所、総合型健康組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
- ・ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすもの

【新規】



企業・大学

海外で開発されたワクチンの確保に関する取組

正式契約を締結したもの

武田薬品工業（日本）／モデルナ社（米国）との契約（令和2年10月29日）

- 新型コロナウイルスのワクチン開発に成功した場合、武田薬品工業株式会社による国内での流通のもと今年上半期に4000万回分、今年第3四半期に1000万回分の供給を受ける。

アストラゼネカ社（英国）との契約（令和2年12月10日）

- 新型コロナウイルスのワクチン開発に成功した場合、今年初頭から1億2000万回分のワクチンの供給（そのうち約3000万回分については今年の第一四半期中に供給）を受ける。

※アストラゼネカ社は以下について公表。

- ・ JCRファーマ株式会社でのワクチン原液の国内製造と、海外からのワクチン調達を予定。
- ・ 製造されたワクチン原液は、第一三共株式会社、第一三共バイオテック株式会社、Meiji Seikaファルマ株式会社、KMバイオロジクス株式会社において製剤化等を行う。
- ・ 海外での臨床試験に加え、日本国内でも第Ⅰ/Ⅱ相試験を令和2年8月下旬より開始。

※国内でのワクチン原液製造・製剤化等の体制整備は、「ワクチン生産体制等緊急整備事業」（2次補正）の補助対象

ファイザー社（米国）との契約（令和3年1月20日）

- 新型コロナウイルスのワクチン開発に成功した場合、年内に約1億4400万回分のワクチンの供給を受ける。

追加で契約を締結したもの

ファイザー社（米国）との追加契約（令和3年5月14日）

- 既存の契約に加え、第3四半期に5000万回分のワクチンの供給を受ける。

※ その他、来年に向けて、現在武田薬品工業等と、モデルナ社・ノババックス社のワクチン計2億回分について、協議中。

新型コロナウイルスワクチン接種に係る一時的な所得上昇に対する社会保険の取扱い

年間収入	社会保険料（健康保険、年金） (扶養から外れる＝社会保険料を納める必要があるか)	御本人の税金 (税金を納める必要があるか)	世帯主の税金 (所得税の配偶者に関する控除が受けられるか)
100万円以下	発生しない	発生しない	配偶者控除を適用
100万円超 103万円以下		住民税のみ課税 (翌年から)	
103万円超 106万円未満		住民税が課税 (翌年から)	所得税の配偶者特別控除が満額適用
106万円以上 130万円未満	(従業員501人以上の事業所のみ社会保険料発生) ⇒下記と同じ例外あり	所得税が課税 (源泉徴収あり)	所得税の配偶者特別控除が徐々に減少
130万円以上 150万円以下	特例的な取扱いあり (別紙)		所得税の配偶者特別控除がゼロになる
150万円超 201.6万円未満			
201.6万円以上			

※ワクチン接種に係る所得の租税上の取扱いは現行どおり（R3.6.22現在）

新型コロナウイルスワクチン接種に係る所得の社会保険上の取扱い

○ 追加で講じられた特例的取扱い（令和3年6月4日付の通知による新制度）

ワクチン接種業務に従事する医療職が、令和3年4月から令和4年2月までのワクチン接種に関して得た賃金については、社会保険に係る扶養認定において、収入確認の際に、収入に算定しない

対象職種：医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士

対象業務：ワクチン接種会場や医療機関において、①直接ワクチンの注射や予診（予診のサポートを含む。）、②ワクチンの調整、③有資格者として行う接種後の経過観察等

※ 上記の職種に該当していても、受付等、対象業務以外に従事した場合は対象外となる。

対象期間：令和3年4月～令和4年2月までの間の、ワクチン接種に係る業務に係る収入

※ 令和4年2月のワクチン接種に係る収入であれば、実際に受け取るのが令和4年3月でも対象

○ これまでに示された特例的取扱い（令和2年4月10日及び令和3年2月12日付の通知による取扱い）

本来、扶養認定における収入確認は、直近3か月の収入から判断する

⇒（例外） ○ 一時的な収入増があっても、**総合的に将来収入の見込みを判断**
○ 結果、年間の収入が130万円を超えても、**遡って取り消さない**

対象となる、職種・業務・期間については限定なし（医療職以外も対象）

北浦和接種センターでの医療従事者未接種者への接種について (接種券付き予診票あり)

R3.6.23 接種調整担当

医療従事者等への優先接種を補完するため、県から発行された接種券付き予診票を持つ未接種の医療従事者に対し、北浦和接種センターで接種を行う。

1 日時

1回目 7/1 (木)、2 (金)、3 (土) 各日 9:00～12:00
2回目 8/2 (月)、3 (火)、4 (水) 13:00～17:00

※ 通常の高齢者接種と並行して行う

※ 30 分あたり 20 人 (1 時間あたり 40 人)

※ 1 回目の接種日時に応じて、2 回目の接種日時を指定する

1 回目	2 回目
7/1 (木)	8/2 (月) 1 回目と同時刻
7/2 (金)	8/3 (火) 1 回目と同時刻
7/3 (土)	8/4 (水) 1 回目と同時刻

例) 7/2 (金) 14:00～14:30 の枠で接種 ⇒ 8/3 (火) 14:00～14:30 の枠で接種

2 接種枠

各日 280 人分 (計 840 人分)

3 予約方法

EPARK 上に医療従事者用の接種センター予約ページを作成

4 接種までのスケジュール

6/23 (水)	・EPARK に予約枠設定依頼 ・周知用メール (被接種者が所属する機関、郡市医師会、病院あて) 文案作成
6/24 (木)	・EPARK 予約枠設定完了 ・周知用メール決裁 ・周知用メール送付、予約開始
接種 3 日前	・16:30 予約受付締め切り ・17:00 接種人数を接種センター担当へ報告
7/1(木)～3(土)	1 回目接種
8/2(月)～4(水)	2 回目接種